

令和5年 No51

○国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の
制定

改正理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正，様式の見直し及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正，様式の見直し及び字句修正に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

【参考】

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正の施行日について

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」第50条による改正に係る部分（国・独立行政法人等・学術研究関係）の施行期日は令和4年4月1日としてあり、また、同法51条による改正に係る部分（地方公共団体）の施行期日は令和5年4月1日としている。

上記の改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等においてこれまで別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の扱いが、同一の法律によって取り扱われることになり、全体の所管を「個人情報保護委員会」が行うこととなった。

令和4年4月1日施行・・・国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者

令和5年4月1日施行・・・地方公共団体

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年12月27日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第34号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の
一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正，様式の見直し及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（適正な取得） 第39条の5 〔省略〕 2 本学は，次に掲げる場合を除き，あらかじめ本人の同意を得て，要配慮個人情報の取得を行わなければならない。 (1)～(8) 〔省略〕 (9) 個人情報保護法第27条第5項各号（<u>同法第41条第6項</u>の規定により読み替えて適用する場合及び<u>同法第42条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において，個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（第三者提供に係る記録の作成等） 第40条の3 〔省略〕 (1)・(2) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 前項の規定にかかわらず，個人情報保護法第27条第1項又は同法第28条の規定により，本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において，当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項に定める事項が記載されているときは，当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。 4・5 〔省略〕 （第三者提供を受ける際の確認等） 第40条の4 〔省略〕 (1)～(3) 〔省略〕 2 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（適正な取得） 第39条の5 〔省略〕 2 本学は，次に掲げる場合を除き，あらかじめ本人の同意を得て，要配慮個人情報の取得を行わなければならない。 (1)～(8) 〔省略〕 (9) 個人情報保護法第27条第5項各号（<u>個人情報保護法第41条第6項</u>の規定により読み替えて適用する場合及び<u>個人情報保護法第42条第2項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において，個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（第三者提供に係る記録の作成等） 第40条の3 〔省略〕 (1)・(2) 〔省略〕 2 〔省略〕 3 前項の規定にかかわらず，個人情報保護法第27条第1項または同法第28条の規定により，本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において，当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項に定める事項が記載されているときは，当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。 4・5 〔省略〕 （第三者提供を受ける際の確認等） 第40条の4 〔省略〕 (1)～(3) 〔省略〕 2 〔省略〕</p>

<p>(1) [省略]</p> <p>(2) [省略]</p> <p>ア 個人情報保護法第27条第1項又は同法第28条第1項の本人の同意を得ている旨</p> <p>イ [省略]</p> <p>(3) [省略]</p> <p>3～7 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(開示等の決定)</p> <p>第49条 [省略]</p> <p>2～7 [省略]</p> <p>8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第9－1号様式の保有個人情報開示決定通知書又は別紙第9－2号様式の保有個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第50条 学長は、個人情報保護法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 訂正請求 (訂正請求の受付)</p> <p>第52条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第90条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に別紙第11号様式の保有個人情報訂正（通知・削除）請求書（以下「訂正請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p>	<p>(1) [省略]</p> <p>(2) [省略]</p> <p>ア 個人情報保護法第27条第1項または同法第28条第1項の本人の同意を得ている旨</p> <p>イ [省略]</p> <p>(3) [省略]</p> <p>3～7 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>(開示等の決定)</p> <p>第49条 [省略]</p> <p>2～7 [省略]</p> <p>8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第9－1号様式の保有個人情報開示決定通知書又は別紙第9－2号様式の保有個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第50条 学長は、個人情報保護法第87条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。</p> <p>2～4 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>第2節 訂正請求 (訂正請求の受付)</p> <p>第52条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第90条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者（以下「訂正請求者」という。）に別紙第11号様式の保有個人情報訂正（通知・削除）請求書（以下「訂正請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p>
--	---

<p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(訂正等の決定)</p> <p>第54条 〔省略〕</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>6 学長は、訂正の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、別紙第16号様式の保有個人情報訂正決定通知書により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。</p> <p>第3節 利用停止請求 (利用停止請求の受付)</p> <p>第55条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第98条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用の停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）に別紙第17号様式の保有個人情報利用停止（消去・提供の停止）請求書（以下「利用停止請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>第12章の2 仮名加工情報の取扱い (仮名加工情報の作成等)</p> <p>第58条の2 〔省略〕</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>6 保護管理者は、個人情報保護法第27条第1項及び第2項並びに<u>同法第28条第1項</u></p>	<p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(訂正等の決定)</p> <p>第54条 〔省略〕</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>6 学長は、訂正の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、別紙第16号様式の保有個人情報訂正決定通知書により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。</p> <p>第3節 利用停止請求 (利用停止請求の受付)</p> <p>第55条 本学が保有する個人情報について、個人情報保護法第98条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用の停止を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）に別紙第17号様式の保有個人情報利用停止（消去・提供の停止）請求書（以下「利用停止請求書」という。）の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(2)・(3) 〔省略〕</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>第12章の2 仮名加工情報の取扱い (仮名加工情報の作成等)</p> <p>第58条の2 〔省略〕</p> <p>(1)～(3) 〔省略〕</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>6 保護管理者は、個人情報保護法第27条第1項及び第2項並びに<u>第28条第1項</u>の規</p>
--	--

の規定にかかわらず，法令に基づく場合を除くほか，仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において，同法第27条第5項中「前各項」とあるのは「第41条第6項」と，同項第3号中「，本人に通知し，又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と，同条第6項中「，本人に通知し，又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と，同法第29条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては，第27条第1項各号のいずれか）」とあり，及び同法第30条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第27条第5項各号のいずれか」とする。

7・8 〔省略〕

9 仮名加工情報，仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては，個人情報保護法第17条第2項及び同法第26条の規定は，適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第58条の3 〔省略〕

2 〔省略〕

3 個人情報保護法第23条から第25条まで，同法第40条並びに前条第7項及び第8項の規定は，保護管理者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において，同法第23条中「漏えい，滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と，前条第7項中「ために，」とあるのは「ために，削除情報等を取得し，又は」と読み替えるものとする。

〔省略〕

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第60条 本学は，本学が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは，当該個人情報ファイルについては，個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第46条の3第1項の規定の適用については，同項中「次に掲げる事項」とあるのは，「次に掲げる事項及び第60条各号に掲げる事項」とする。

(1)・(2) 〔省略〕

〔省略〕

定にかかわらず，法令に基づく場合を除くほか，仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において，同法第27条第5項中「前各項」とあるのは「第41条第6項」と，同項第3号中「，本人に通知し，又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と，同条第6項中「，本人に通知し，又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と，同法第29条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては，第27条第1項各号のいずれか）」とあり，及び第30条第1項ただし書中「第27条第1項各号又は第5項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第27条第5項各号のいずれか」とする。

7・8 〔省略〕

9 仮名加工情報，仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては，個人情報保護法第17条第2項及び第26条の規定は，適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第58条の3 〔省略〕

2 〔省略〕

3 個人情報保護法第23条から第25条まで，第40条並びに前条第7項及び第8項の規定は，保護管理者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において，同法第23条中「漏えい，滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と，前条第7項中「ために，」とあるのは「ために，削除情報等を取得し，又は」と読み替えるものとする。

〔省略〕

（提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第60条 本学は，本学が保有している個人情報ファイルが個人情報保護法第2条第6項各号のいずれにも該当すると認めるときは，当該個人情報ファイルについては，個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第46条の3第1項の規定の適用については，同項中「次に掲げる事項」とあるのは，「次に掲げる事項及び第60条各号に掲げる事項」とする。

(1)・(2) 〔省略〕

〔省略〕

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第62条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙第23号様式)を提出しなければならない。

3 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書(別紙第24号様式)

(2)～(6) [省略]

(7) 委任状(代理人による提案をする場合に限る。)(別紙第25号様式)

4・5 [省略]

[省略]

(提案の審査等)

第64条 本学は、第62条第1項の提案があったときは、当該提案が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1)～(7) [省略]

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書(別紙第26号様式)により通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書(別紙第27号様式)により、理由を付して、通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第65条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(別紙第28号様式)の提出により、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

[省略]

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第68条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載さ

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第62条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案をしようとする者は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙第23号様式)を提出しなければならない。

3 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書(別紙第24号様式)

(2)～(6) [省略]

(7) 委任状(代理人による提案をする場合に限る。)(別紙第25号様式)

4・5 [省略]

[省略]

(提案の審査等)

第64条 本学は、第62条第1項の提案があったときは、当該提案が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1)～(7) [省略]

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書(別紙第26号様式)により通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書(別紙第27号様式)により、理由を付して、通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第65条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書(別紙第28号様式)の提出により、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

[省略]

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第68条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載さ

れた行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙第29号様式）により、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第65条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第62条第2項及び第3項、第63条、第64条並びに第65条の規定は、前項の提案をする場合について準用する。この場合において、第64条第1項、第2項及び第3項中「第62条第1項」とあるのは「第68条第1項」と、第64条第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項及び第3項中「各号」とあるのは「第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項中「別紙第26号様式」とあるのは「別紙第30号様式」と、同条第3項中「別紙第27号様式」とあるのは「別紙第31号様式」と読み替えるものとする。

〔省略〕

第9-1号様式（第49条第8項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

〔省略〕

〈 説明事項 〉

1～3 〔省略〕

4 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、不服の申立ての方法等について、その詳細またはご不明な点等がございましたら、表面に記載の担当課までお問い合わせください。

れた行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する行政機関等匿名加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙第29号様式）により、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第65条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第62条第2項及び第3項、第63条、第64条並びに第65条の規定は、前項の提案をする場合について準用する。この場合において、第64条第1項、第2項及び第3項中「第62条第1項」とあるのは「第68条第1項」と、第64条第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項及び第3項中「各号」とあるのは「第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項中「別紙第26号様式」とあるのは「別紙第30号様式」と、同条第3項中「別紙第27号様式」とあるのは「別紙第31号様式」と読み替えるものとする。

〔省略〕

第9-1号様式（第49条第8項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

保有個人情報開示決定通知書

〔省略〕

〈 説明事項 〉

1～3 〔省略〕

4 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、不服の申立ての方法等について、その詳細またはご不明な点等がございましたら、下記の担当課までお問い合わせください。

〈連絡先〉

国立大学法人東京学芸大学

（担当者名）

TEL

FAX

[省略]

第10号様式 (第50条第1項関係)

○年○月○日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

[省略]

4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手の額 円
無

第11号様式 (第52条第1項第1号関係)

年 月 日

保有個人情報訂正 (追加・削除) 請求書

[省略]

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他
()

E-mail

[省略]

第10号様式 (第50条第1項関係)

○年○月○日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

[省略]

4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手の額 円
無

<連絡先>
国立大学法人東京学芸大学
(担当者名)
TEL
FAX
E-mail

第11号様式 (第52条第1項第1号関係)

年 月 日

保有個人情報訂正 (追加・削除) 請求書

[省略]

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他
()

<連絡先>
国立大学法人東京学芸大学
(担当者名)
TEL

<p>[省略]</p> <p>第16号様式 (第54条第6項関係)</p> <p style="text-align: right;">○○○第○○○号 ○年○月○日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報訂正決定通知書</p> <p>[省略]</p> <p>() に提供している <u>下記の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第92条の規定に基づき訂正しましたので、同法律第97条の規定に基づき通知します。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第17号様式 (第55条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報利用停止 (消去・提供の停止) 請求書</p> <p>[省略]</p> <p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p style="text-align: right;"><u>FAX</u> <u>E-mail</u></p> <p>[省略]</p> <p>第16号様式 (第54条第6項関係)</p> <p style="text-align: right;">○○○第○○○号 ○年○月○日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報訂正決定通知書</p> <p>[省略]</p> <p>() に提供している <u>下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第97条の規定に基づき、訂正しましたので通知します。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第17号様式 (第55条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報利用停止 (消去・提供の停止) 請求書</p> <p>[省略]</p> <p>4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p style="text-align: right;"><連絡先> <u>国立大学法人東京学芸大学</u> (担当者名) <u>TEL</u> <u>FAX</u></p>
---	--

	<u>E-mail</u>
<p data-bbox="288 236 360 264">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 312 584 341">第23号様式（第62条第2項関係）</p> <p data-bbox="992 392 1120 421">年 月 日</p> <p data-bbox="297 472 1048 501">行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p data-bbox="288 552 360 580">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 632 1137 692">個人情報の保護に関する法律第112条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <p data-bbox="288 743 360 772">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 823 551 852"><記載に当たっての注意事項></p> <p data-bbox="288 903 360 932">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 983 1151 1171">2 「個人情報ファイルの名称」 本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第112条第1項に基づき提案の募集を行う個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載してください。</p> <p data-bbox="288 1222 360 1251">〔省略〕</p> <p data-bbox="199 1302 707 1362">8 用紙の大きさ 日本産業規格A4サイズとしてください。</p>	<p data-bbox="1267 236 1339 264">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 312 1563 341">第23号様式（第62条第2項関係）</p> <p data-bbox="1977 392 2105 421">年 月 日</p> <p data-bbox="1276 472 2027 501">行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書</p> <p data-bbox="1267 552 1339 580">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 632 2116 692">個人情報の保護に関する法律第110条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。</p> <p data-bbox="1267 743 1339 772">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 823 1529 852"><記載に当たっての注意事項></p> <p data-bbox="1267 903 1339 932">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 983 2128 1171">2 「個人情報ファイルの名称」 本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報の保護に関する法律第110条第1項に基づき提案の募集を行う個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載してください。</p> <p data-bbox="1267 1222 1339 1251">〔省略〕</p> <p data-bbox="1178 1302 1686 1362">8 用紙の大きさ 日本産業規格A4サイズとしてください。</p> <p data-bbox="1697 1414 2004 1506"><u><連絡先></u> <u>国立大学法人東京学芸大学</u> <u>（担当者名）</u></p>

第24号様式 (第62条第3項関係)

年 月 日

誓約書

[省略]

個人情報の保護に関する法律 (第112条第3項, 第118条第2項において準用する第112条第3項) の規定に基づき提案をする者 (及びその役員) が, 同法第113条各号に該当しないことを誓約します。

[省略]

<注意事項>

[省略]

3 用紙の大きさは, 日本産業規格A4サイズとしてください。

第25号様式 (第62条第3項関係)

委 任 状

TEL

FAX

E-mail

第24号様式 (第62条第3項関係)

年 月 日

誓約書

[省略]

個人情報の保護に関する法律 (第110条第3項, 第116条第2項において準用する第110条第3項) の規定に基づき提案をする者 (及びその役員) が, 同法第111条各号に該当しないことを誓約します。

[省略]

<注意事項>

[省略]

3 用紙の大きさは, 日本産業規格A4サイズとしてください。

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学

(担当者名)

TEL

FAX

E-mail

第25号様式 (第62条第3項関係)

委 任 状

〔省略〕

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項、第118条第1項前段、第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

〔省略〕

第26号様式（第64条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

審査結果通知書

〔省略〕

〇年〇月〇日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。

〔省略〕

様式第27号（第64条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

審査結果通知書

〔省略〕

〇年〇月〇日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、個人情報の保護に関する法律第114条第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

〔省略〕

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項、第116条第1項前段、第116条第1項後段、第113条及び第117条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

〔省略〕

第26号様式（第64条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

審査結果通知書

〔省略〕

〇年〇月〇日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。

〔省略〕

様式第27号（第64条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

審査結果通知書

〔省略〕

〇年〇月〇日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、個人情報の保護に関する法律第112条第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

<p>(提案が個人情報の保護に関する法律第114条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)</p> <p>[省略]</p> <p>第28号様式 (第65条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書</p> <p>[省略]</p> <p>○年○月○日付け東学芸総第○○○号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律 (第115条, 第118条第2項において準用する第115条)の規定に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。</p> <p><注意事項></p> <p>[省略]</p> <p>4 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。</p> <p>[省略]</p> <p>第29号様式 (第68条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>(提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)</p> <p>[省略]</p> <p>第28号様式 (第65条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書</p> <p>[省略]</p> <p>○年○月○日付け東学芸総第○○○号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報の保護に関する法律 (第113条, 第116条第2項において準用する第113条)の規定に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。</p> <p><注意事項></p> <p>[省略]</p> <p>4 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。</p> <p style="text-align: right;"> <u><連絡先></u> <u>国立大学法人東京学芸大学</u> <u>(担当者名)</u> <u>TEL</u> <u>FAX</u> <u>E-mail</u> </p> <p>[省略]</p> <p>第29号様式 (第68条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>
---	---

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

〔省略〕

個人情報の保護に関する法律（第118条第1項前段、第118条第1項後段）の規定に基づき、下記のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

〔省略〕

<記載に当たっての注意事項>

〔省略〕

- 3 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」
個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第117条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載してください。

〔省略〕

- 6 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」
該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れてください（個人情報保護法第118条第1項前段の提案をする場合に限る。）。

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

〔省略〕

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

〔省略〕

個人情報の保護に関する法律（第116条第1項前段、第116条第1項後段）の規定に基づき、下記のとおり作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

〔省略〕

<記載に当たっての注意事項>

〔省略〕

- 3 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」
個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第115条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載してください。

〔省略〕

- 6 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」
該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れてください（個人情報保護法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。）。

- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4サイズとしてください。

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学

（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

〔省略〕

<p>第30号様式 (第68条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第〇〇〇号 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書</p> <p>〔省略〕</p> <p>〇年〇月〇日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>第30号様式 (第68条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第〇〇〇号 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書</p> <p>〔省略〕</p> <p>〇年〇月〇日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。</p> <p>〔省略〕</p>
<p>第31号様式 (第68条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第〇〇〇号 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書</p> <p>〔省略〕</p> <p>〇年〇月〇日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>(提案が個人情報の保護に関する法律第118条第2項で準用する第114条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和5年12月27日から施行する。</p>	<p>第31号様式 (第68条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇第〇〇〇号 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">審査結果通知書</p> <p>〔省略〕</p> <p>〇年〇月〇日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。</p> <p>(提案が個人情報の保護に関する法律第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由)</p> <p>〔省略〕</p>